

18 歳で 大人になる君たちへ

～トラブル回避のための参考書～



Index

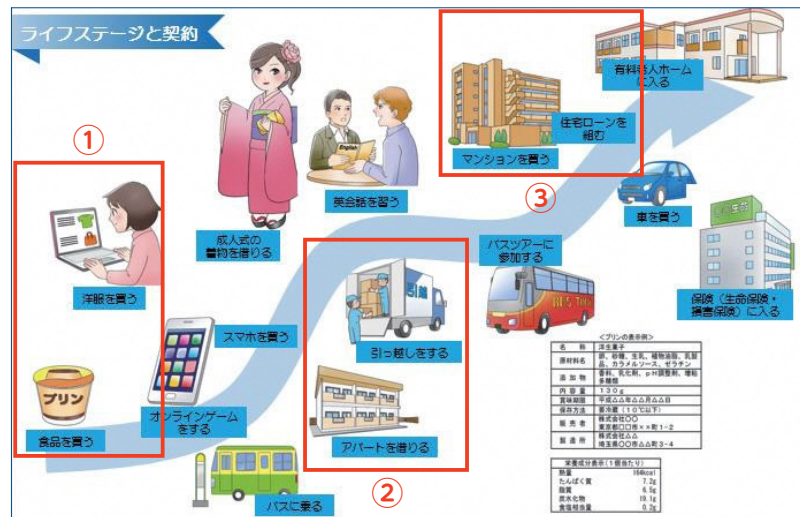
・ 契約の基礎知識	1
・ 若者に多い消費者トラブル	
① マルチ商法	2
② お試し購入	3
③ 賃貸借トラブル	4
④ その他	5
・ クレジットカードについて	5
・ クーリング・オフについて	6
・ 相談窓口の紹介	7

契約の基礎知識



「契約」とは何だろう？

契約とは、「**法律的な責任が生じる約束**」です。



- ①食べ物や洋服を購入する
- ②引っ越しやアパートを借りる
- ③マンションを買う
住宅ローンを組む

これらは全て契約であり、日常生活は契約で成り立っています。

動画で check!



消費者庁作成教材 「社会への扉」より

「契約」の成立

当事者が、**お互いに契約内容について合意をすれば、口頭でも契約は成立します**。消費者が「これください。」と言い、店員が「はい、かしこまりました。」と言った時点で契約は成立します。

契約の成立によって当事者間に権利義務（債権債務）が発生します。いったん契約すると、お互いに契約の内容を守る法的な義務が生じ、事業者側は契約の内容に沿った商品・サービスを提供し、消費者は対価として代金を支払う必要があります。

消費者側は欠陥商品であったり、法律などでクーリング・オフが認められているなど、特別な理由がない限り、一方的に契約をやめたり、変更したりすることはできません。



成年年齢引下げと未成年者取消し

令和4年4月1日から成年年齢は18歳となり、成年になると、保護者の同意を得ずに様々な契約を締結することができます。

未成年者は社会経験も少ないことから、親の同意を得ずに契約した場合は、原則として、契約を取り消すことができると民法で定められています。**成年になると、未成年者取消しはできません。**

ただし、未成年でもおこづかいの範囲の少額な契約や、成年であると積極的に嘘をついたり、親の同意があると嘘をついたりした場合、未成年者取消しはできません。



未成年・成年に関わらず契約を行うときは責任を持って行うことが大切です。

契約する時は、本当に必要なものか慎重に考えよう

若者に多い消費者トラブル



① マルチ商法

「マルチ商法」は、商品・サービスを契約して、次は自分がその勧誘者となって紹介料を得る商法です。最近ではネットワークビジネスと呼ばれることもあります。人を紹介することで組織が拡大していくのが特徴です。



健康食品や化粧品などの「商品」に関するものや、ファンド型投資商品や副業などのモノがない「役務」に関するものまで多岐に渡り、近年ではこのモノがないマルチ商法の相談件数が若者の間で増加しています。

友人や SNS で知り合った人などから、暗号資産や海外事業等への投資など実態がよく分からない儲け話を「人に紹介すれば簡単に報酬を得られる」と勧誘され契約し、トラブルにあうケースが多くあります。

また友人や知人から勧誘されると断りにくく、「お金が無い」と断ろうとしても、「すぐに元が取れる」などと消費者金融等で借金してまで契約するケースもあります。

事業者へ解約や返金を求めて連絡を取ろうとしても繋がらない場合や交渉が難しいケースも多いです。

動画で check!



トラブルを防ぐには

「必ず儲かる」という甘い話はありません。実態や仕組みの分からないものは契約しないようにしましょう。友だちや知り合いから誘われても、**きっぱりと断る勇気を持つことが大切です**。借金などをしてしまうと、返済できなくなり、多重債務に陥る可能性もあります。

断るときは、はっきり！きっぱり！いりません！



困った時は相談してください!! **消費者ホットライン188**

もしくは7ページの
消費生活相談窓口へ

若者に多い消費者トラブル

②お試し購入



トラブルを防ぐには

商品を購入する際には、商品の価格や効果ばかりではなく、

①「定期購入が条件となっていないか」

定期購入が条件となっている場合、

②「支払うことになる総額はいくらか」しっかり確認しましょう。

スマートフォンでは、画面をスクロールした最後の方に、小さい文字で条件等が書かれている場合があるので、注意が必要です。

定期購入でトラブルにあった場合はまず「解約・返品できるかどうか」

またその条件等をしっかり確認しましょう。

また、事業者に連絡をした際には、電話、メール、FAXなどの記録を残しておくことが大切です。



動画で check!



困った時は相談してください!! 消費者ホットライン188

もしくは7ページの
消費生活相談窓口へ



若者に多い消費者トラブル

③賃貸借トラブル

賃貸マンションなどの入居時に、借主が部屋の状態をしっかりと確認しなかったこと等により、退去後に高額な原状回復費用を請求されたなどのトラブルが多く発生しています。



通常、賃貸住宅へ入居する際には、賃貸借契約に基づき、借主の債務の担保として家主に敷金や保証金を預け入れることも多くあります。賃貸住宅から退去した後、これらの金銭は、滞納家賃や原状回復費用^{*}が差し引かれ、残額は借主に返還されます。

※原状回復とは借主が入居時の状態に戻すというのではなく、借主の故意・過失等通常の使用方法を超える使い方によって生じた傷等を復旧することです。

年月が経つうちに性能が変わる経年変化と呼ばれる家具の設置によるへこみ、押しピンの跡、フローリングの日焼け等、通常の使用による建物や設備などの自然的な劣化は賃料に含まれるものとして、退去時には借主が費用を負担する必要はありません。



費用負担については国土交通省が作成している

「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」

の中で詳しく解説されています。

インターネットからも確認できますので、参考にしてください。



トラブルを防ぐには

トラブルを未然に防ぐために、**賃貸住宅の入居時**には、借主、家主、管理会社、仲介業者等の関係者の立ち会いにより壁、床、柱等の傷や汚れ等、**部屋の現状を確認し、傷や痛みがないか写真や動画でしっかり記録に残しましょう。**



退去時にも、できる限り関係者の立ち会いの下で部屋の状態を確認するようにしましょう。

また、修繕費用を請求された場合は、内容をよく確認し、納得できない点は家主側に十分な説明を求めましょう。

動画で check!



困った時は相談してください!! 消費者ホットライン188

もしくは7ページの
消費生活相談窓口へ

若者に多い消費者トラブル



④ その他

アダルトサイトの登録料!?高額な料金を請求され・・・

スマートフォンで芸能情報を閲覧中に「もっと見る」というボタンをタップしたところ、アダルトサイトにつながった。驚いてサイトを閉じようとしたところ、画面のどこかをタップすると登録完了になってしまった。誤操作の人向けの案内からメールを送ったが、「退会には 40 万円が必要」と返信が来た。支払えないと思い、メールに記載の電話番号に連絡をすると、氏名や住所を聞かれ、コンビニでプリペイド型電子マネーを購入してその番号を伝えるよう指示された。

トラブルを防ぐには

サイト内のボタンを安易にクリックしたりタップしないようにし、業者にも連絡しないようにしましょう。

相談相手になれば高額収入を得られる?出会い系サイトのトラブル

スマートフォンでアルバイトを検索中に「メール相談に乗れば高額収入が得られる」と書かれたサイトを見つけ年齢を偽り登録した。登録後サイト内で男性とやり取りを始めたが、相談が長引き、メールを続けるにはポイント購入が必要になった。仕方なくサイトから教えられたサイト運営事業者の銀行口座に約 40,000 円を振り込んだ。しかし、アルバイト料は入らなかった。

トラブルを防ぐには

サイトの表示を鵜呑みにせず、実態の分からないものは登録しないようにしましょう。

知って
おこう

クレジットカードについて

「クレジット」は、商品やサービスの代金を後払いにする仕組みで、消費者の「信用」をもとにした決済手段です。

カードの支払い方法の主な種類

支払い方法の種類		一括払い・ ボーナス一括払い	分割払い	リボルビング払い (リボ払い)
		利用金額を、翌月(または翌々月)またはボーナス時に一括で支払う	利用金額と手数料の合計を、希望の回数に分けて支払う	利用金額・件数にかかわらず、毎月一定の金額を支払う
30 万円の 商品を買った場合 の支払い総額の 違い※	月々の 支払額	30 万円	約 102,500 (3 回払い)	1 万円 + 手数料 (元金定額で毎月 1 万円を返す場合)
	手数料の 総額	0 円	約 7,500 円	約 54,400 円
	支払い総額	30 万円	約 307,500 円	約 354,400 円

※分割払いについては(一社)日本クレジット協会、リボルビング払いについて日本クレジット協会のホームページにより試算した数値を使用。実質年率 15%。算出方法の違い等により、実際の金額とは異なる場合がある。

元金減らない…
いつまで
払うの?

「リボ払い」の仕組みを理解しておきましょう

「リボ払い」で無計画に買い物を繰り返すと、いつまでも支払いが終わらない状況を招くことがあります。月々の支払いを一定額に抑えることができる一方、支払いが長期化し、高額な手数料が発生することがあります。



クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは

訪問販売など法律で決められた取引について、一定期間内であれば、消費者が無条件で契約を解除できる制度です。
(下の表を参照)

クーリング・オフすると

- ◎契約は、はじめからなかったこととなります。
- ◎受け取った商品は事業者負担で返品し、支払ったお金は返してもらえます。
- ◎サービスを受けていた場合でも、対価を支払う必要はありません。
- ◎損害賠償や違約金も請求されません。

クーリング・オフできない場合

- ◎3,000円未満のものを現金で買った場合
- ◎健康食品や化粧品などの消耗品の一部を使用した場合
- ◎自動車(リース含む)

◎通信販売(インターネット取引含む)※

※広告に明記されている返品特約(「10日以内は返品できます」「返品はできません」など)に従います。
※返品特約の表示がない場合は、商品が届いた日から8日以内であれば返品することができますが、返品送料は消費者の負担となります。

上記以外にも、クーリング・オフできない場合がありますので、詳しくは消費生活相談窓口で相談してください。

クーリング・オフするには

- ◎契約解除通知書(はがき)で通知します。
(期間内にはがきを出せば、事業者が届いていなくても有効です)
- ◎はがきの両面をコピーし、特定記録郵便が簡易書留で送ります。
- ◎はがきのコピーは、郵便局発行の受領書と一緒に保管します。
- ◎クレジットを利用した場合は、クレジット会社と販売会社に同時に通知します。



はがきの記入例

郵便はがき □□□□□□ 〇〇市〇〇区〇〇町 〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇会社 代表者 様	契約解除通知書 ①契約日 〇〇年〇〇月〇〇日 ②商品名(またはサービス名) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ③契約金額 〇〇〇〇〇円 ④会社名 〇〇〇〇会社 ⑤担当者名 〇〇〇〇 上記日付の契約を解除します。 なお既払額の〇〇〇円を返金し 商品を引き取ってください。 〇〇年〇〇月〇〇日 (契約者) 住所 氏名
--	--

※特定商取引法は、事業者による違法・悪質な勤務行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律です。

特定商取引法上のクーリング・オフ期間(法定の契約書面を受領した日を含める)

訪問販売	自宅訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールスなど	8日間
電話勧誘販売	電話をかけるなどして勧誘し、申し込みをさせる販売形態	8日間
特定継続的役務提供	身体の美化、知識の向上などを目的として、継続的に役務を提供する取引形態(エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、一部の美容医療)※一部の美容医療とは、脱毛、にきび・しみなどの除去、歯のホワイトニングなど	8日間
連鎖販売取引 (マルチ商法・ネットワークビジネス)	個人を商品などの販売員として勧誘し、「さらに次の販売員を勧誘すれば収入が得られる」などと言って連鎖的に販売組織を拡大する取引形態	20日間
業務提供誘引販売取引 (サイドビジネス・モニター商法など)	仕事などを提供する前提で、仕事に必要なと言って商品を買わせる販売形態 「副業で高収入」「資格・技術を身につけて在宅ワーク」などと勧誘し、実際は高額なパソコンや教材などを売りつける『サイドビジネス商法』や、「レポート提出するとモニター料などの収入が得られる」と言って高額な商品を販売する『モニター商法』など	20日間
訪問購入	事業者が消費者宅などを訪ねて貴金属などを買い取る取引形態	8日間

**クーリング・オフ期間を過ぎてもあきらめないで、
すぐにお近くの消費生活相談窓口へ**

契約時の書面不備やクーリング・オフの妨害に当たる行為などがあると、期間が過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。

被害にあわないための5か条

- ① いらないものは「いりません!」ときっぱり断りましょう
- ② その場ですぐ契約しないで、よく確かめて、家族や友人など信頼できる人に相談しましょう
- ③ 個人情報(住所・氏名・電話番号・メールアドレス・口座等)を安易に提供しないようにしましょう
- ④ 納得できない請求には慎重に対応しましょう
- ⑤ おかしいと思ったら、すぐにお住まいの市町の消費生活相談窓口へ

困った時は相談してください!! **消費者ホットライン188**

京都府消費生活安全センター



- 消費生活相談 ☎ 075-671-0004
- 多重債務・ヤミ金融相談 ☎ 075-671-0044
- 高齢者消費生活ホットライン ☎ 075-671-0144
- 土日祝日電話相談(緊急) ☎ 075-257-9002

京都府ホームページ(くらしの情報ひろば) <http://www.pref.kyoto.jp/shohise/index.html>
 インターネット消費生活相談 <http://www.pref.kyoto.jp/shohise/201604ininternetsoudan.html>
 悪質商法・不当表示通報サイト <http://www.pref.kyoto.jp/shohise/280526.html>



～SNS運用中～



Twitter



Facebook



Instagram



LINE



消費生活に関するニュース、注意喚起、イベント等、様々な情報を発信中!!



京都府内の消費生活相談窓口

名 称	電話番号	名 称	電話番号
京都府山城広域振興局農商工連携・推進課	0774-21-2426	城 陽 市 消 費 生 活 セ ン タ ー	0774-56-4052
京都府南丹広域振興局農商工連携・推進課	0771-23-4438	向 日 市 消 費 生 活 セ ン タ ー	075-931-8168
京都府中丹広域振興局農商工連携・推進課	0773-62-2506	長 岡 京 市 消 費 生 活 セ ン タ ー	075-955-3179
京都府丹後広域振興局農商工連携・推進課	0772-62-4304	八 幡 市 生 活 情 報 セ ン タ ー	075-983-8400
京 都 市 消 費 生 活 総 合 セ ン タ ー	075-256-0800 (消費生活相談)	京 田 辺 市 消 費 生 活 セ ン タ ー	0774-63-1240
	075-256-3160 (多重債務相談)	京 丹 後 市 消 費 生 活 セ ン タ ー	0772-62-6768
福 知 山 市 消 費 生 活 セ ン タ ー	0773-24-7020	南 丹 市 消 費 生 活 相 談 窓 口	0771-68-0100
舞 鶴 市 消 費 生 活 セ ン タ ー	0773-66-1006	大 山 崎 町 消 費 生 活 相 談 窓 口	075-956-2101
綾 部 市 消 費 生 活 セ ン タ ー	0773-42-4263	久 御 山 町 消 費 生 活 相 談 窓 口	075-631-9964 0774-45-3914
宇 治 市 消 費 生 活 セ ン タ ー	0774-20-8796	井 手 町 消 費 生 活 相 談 窓 口	0774-82-6168
宮 津 与 謝 消 費 生 活 セ ン タ ー	0772-22-2127	宇 治 田 原 町 消 費 生 活 相 談 窓 口	0774-88-6638
亀 岡 市 消 費 生 活 セ ン タ ー	0771-25-5005	京 丹 波 町 消 費 生 活 相 談 窓 口	0771-82-3803
		相 楽 消 費 生 活 セ ン タ ー	0774-72-9955